

# 高齢者 福祉のしおり

～各種保健福祉サービスのご案内～



富士河口湖町 福祉推進課

富士河口湖町船津1700番地

TEL 0555(72)6028(直通)

FAX 0555(72)6027

[fukushi@town.fujikawaguchiko.lg.jp](mailto:fukushi@town.fujikawaguchiko.lg.jp)

令和8年 4月版

## 関係機関の連絡先

内容	窓口	所在地	電話番号
高齢者に関する総合相談窓口	地域包括支援センター	船津 1700 (役場、健康増進課内)	☎72-6037
高齢者福祉に関すること	福祉推進課社会福祉係	船津 1700 (役場本庁舎)	☎72-6028
介護保険に関すること	健康増進課介護保険係	船津 1700 (役場本庁舎)	☎72-6037
介護予防、認知症予防に関すること	健康増進課介護予防係	船津 1700 (役場本庁舎)	☎72-6037
健診・予防接種などに関すること	健康増進課健康増進係	船津 1700 (役場本庁舎)	☎72-6037
後期高齢者医療に関すること	住民課国保年金係	船津 1700 (役場本庁舎)	☎72-1114
消費者被害の問題に関すること	政策企画課広報統計係	船津 1700 (役場本庁舎)	☎72-1129
社会福祉全般に関すること	(社会福祉法人) 富士河口湖町社会福祉協議会	小立 2487 (町民福祉館)	☎72-1430



## 内容

1	高齢者の総合相談窓口	- 3 -
1	1. 地域包括支援センター	- 3 -
2	2. 介護保険制度	- 4 -
2	2 在宅高齢者福祉サービス	- 6 -
1	1. 配食・給食サービス	- 6 -
2	2. 寝具洗濯乾燥サービス	- 7 -
3	3. 緊急通報サービス	- 7 -
4	4. 軽度生活支援サービス	- 7 -
5	5. 寝たきり高齢者等訪問理容サービス	- 8 -
6	6. 敬老祝い金支給事業	- 8 -
7	7. 高齢者外出支援事業	- 8 -
8	8. 住宅用火災警報器設置促進事業	- 9 -
9	9. 高齢者ドライブレコーダー設置促進事業	- 9 -
10	10. 高齢者補聴器購入費助成事業	- 9 -
3	3 家庭介護者の高齢者福祉サービス	- 10 -
1	1. 紙おむつ等給付事業	- 10 -
2	2. リフト付き自動車貸出サービス	- 10 -
3	3. 車椅子貸出サービス	- 10 -
4	4. 寝たきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金	- 11 -
5	5. ヘルプカード配布	- 11 -
4	4 高齢者の健康づくり支援サービス	- 12 -
1	1. 運動を始めたい方へ	- 12 -
2	2. 町営温泉送迎サービス	- 14 -
3	3. 小地域福祉活動	- 15 -
5	5 高齢者の権利を守るサービス	- 16 -
1	1. 成年後見制度利用支援事業	- 16 -
2	2. 日常生活自立支援事業	- 16 -
3	3. 心配ごと相談、弁護士相談、人権相談	- 17 -
6	6 入所施設（介護保険以外）	- 18 -
1	1. 有料老人ホーム	- 18 -
2	2. サービス付高齢者向け住宅	- 18 -

# 1 高齢者の総合相談窓口



## 1. 地域包括支援センター

### ○地域包括支援センターとは...

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように『総合相談窓口』としてさまざまな相談に応じます。相談の内容により、必要なサービスの提供や専門機関につなぎ、皆さんを支えています。

ご相談はこちらへ

0 5 5 5 - 7 2 - 6 0 3 7

### ○地域包括支援センターの役割

<p><b>①様々な相談に対応します</b> (総合相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「介護サービス(例 5 ページ目)を利用したいのですが…」</li><li>・「家族が認知症で困っています…」</li><li>・「最近、郵便物や新聞がたまっている…」</li><li>・「家を訪問しても顔を出してくれない…」</li><li>・「退院後の生活が不安…」</li></ul>	<p><b>②介護予防を推進します</b> (介護予防ケアマネジメント)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「最近、筋力が落ちて転びそうになる…」</li><li>・「町の運動教室に行ってみようかな」</li><li>・「ご近所の友人と一緒に百歳体操をはじめたい」</li></ul>
<p><b>③高齢者の権利を守ります</b> (権利擁護)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「あの人、虐待を受けているかも…」</li><li>・「成年後見制度を利用したい…」</li></ul>	<p><b>④地域で安心して生活できる様支援します</b> (包括的・継続的ケアマネジメント)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会資源や制度の利用について情報提供</li><li>・認知症の理解の啓発や普及</li><li>・様々な事例への助言 など</li></ul>

### ○認知症の相談に対応します。

日本中で高齢化が進む昨今、同じくして「認知症」も増加傾向となっており、富士河口湖町におきましても例外なく増加しています。

町では新たに「認知症地域支援推進員」と「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症支援に力を入れています。

#### 認知症地域支援推進員の役割

- ・認知症の方やその家族の相談支援を行います。
- ・町民の方に身近な病気として認知症を理解していただく活動を行います。
- ・認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

### ★認知症初期集中支援チームとは？

認知症の症状などでお困りの方のご自宅を訪問し、相談に応じます。  
認知機能の低下によって、どのような生活上の困難さがあるのか、それによりご本人やご家族の困りごとを一緒に確認させていただきます。  
必要に応じて、医療や介護サービスの利用につなげたり、生活環境等を整えることを目的に最長6か月を目安にご本人やご家族に合わせたサポート、助言を包括的、集中的に行います。

## 2. 介護保険制度

介護保険制度は要介護認定などを受けた人が、さまざまな介護や支援のサービスを受けられる制度です。

### 介護が必要だと感じたら…

#### 1. 相談

地域包括支援センター（町役場健康増進課）に相談します。

#### 2. 申請

要介護認定を希望する人は、窓口申請します。ご自身やご家族の申請が難しい場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請代行の依頼もできます。

#### 3. 認定調査

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。

#### 4. 審査・判定

「認定調査」結果と「主治医意見書」をもとに一次判定を行い、その後専門家で構成される「介護認定審査会」で審査され二次判定を行います。

#### 5. 認定結果の通知からサービス利用まで

介護認定審査会の判定にもとづいて「非該当」から「要介護5」までの区分が決まり、結果が「認定結果通知書」で通知されます。認定結果をもとにケアプラン等を作成しサービスを利用します。

## 介護保険で利用できるサービス（一例）

### ■施設に通所して利用したい

#### ・通所介護（デイサービス）

…通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

#### ・通所リハビリテーション（デイケア）

…介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

### ■訪問を受けて利用したい

#### ・訪問介護（ホームヘルプ）

…ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

### ■自宅で自立した生活をしたい

#### ・福祉用具貸与

…日常生活の自立を助けるための福祉用具（手すり、スロープ、歩行器、車いす、ベッド等）を貸与します。

#### ・住宅改修費支給

…手すりの取り付けなどの住宅改修をする際、事前申請により一部費用を支給します。

### ■短期間施設に入所して介護保険を利用したい

#### ・短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

…介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の支援を行います。

### ■有料老人ホームなどで介護保険を利用したい

#### ・特定施設入居者生活介護

…有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

その他、サービスの詳細や利用についてはご相談ください。



## 2 在宅高齢者福祉サービス

事前にお問い合わせください。

### 1. 配食・給食サービス

昼食時にお弁当をお届けするとともに安否確認を行い、配達時に異常が見られる場合は、関係機関及び緊急連絡先へ連絡をとっていきます。

ご利用を検討されている方は事前にお問い合わせください。

サービス内容	<b>配食：月・火・木・金曜日、第一・第三・第五水曜日</b> 調理業者に委託してお弁当を配達します ※お弁当の温めに電子レンジが必要となります <b>給食：第二・第四水曜日</b> 食生活改善推進員の皆さんが調理した給食を民生委員が配達します
対象者	次の要件を満たす方を、利用対象者とします 1. 要支援または要介護の認定を受けており、日常生活において見守りが必要な状態であること 2. 利用者本人が <b>市町村民税非課税</b> 、またはこれに相当する経済状況であること 3. 原則として、週5日（月曜日から金曜日）利用できること ※やむを得ない事情（デイサービスの利用など）を除く 4. 家族等から昼食に関する援助を受けることが困難であること ※上記の要件をすべて満たさない場合でも、心身の状況や生活環境等を総合的に判断し、特に支援が必要と認められる場合は、利用を決定することがあります
利用料金	月・火・木・金曜日：1食 300円 水曜日：無料（配食→水曜日のみ無料、給食→無料） 利用料金は、口座振替によりお支払いいただきます
問い合わせ先	サービスの利用を始めた方：福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028 昼食の配達について：富士河口湖町社会福祉協議会 ☎ 72-1430



## 2. 寝具洗濯乾燥サービス

寝具の洗濯乾燥を行います。

ご利用を検討されている方は事前にお問い合わせください。

サービス内容	寝具の水洗い（年4回まで）を行います。
対象者	概ね65歳以上の寝たきりの高齢者の世帯などで、寝具の衛生管理が困難な世帯
利用料金	無料
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 3. 緊急通報サービス

ひとり暮らしの高齢者などが、家庭で安心して暮らせるよう携帯用無線発信機、緊急通報電話機を貸与、設置します。町が委託する事業者と交信することにより、町、緊急通報協力員及び委託事業者が連携して、高齢者に必要な援助及び支援を行います。ご利用を検討されている方は事前にお問い合わせください。

対象者	65歳以上の虚弱な世帯
利用料金	携帯用無線発信機、緊急通報電話機の貸与及び設置費は無料 電話通信費は利用者負担
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 4. 軽度生活支援サービス

概ね65歳以上の介護サービスを必要とする虚弱な高齢者を対象にヘルパーの派遣を行い、身体介護、家事、相談及び助言、外出時の付き添いを行います。ご利用を検討されている方は事前にお問い合わせください。

対象者	65歳以上の虚弱な世帯
利用料金	介護給付基準額に準ずる
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 5. 寝たきり高齢者等訪問理容サービス

町内に居住する要援護高齢者等に対し、訪問理容サービスを行うことによって、自立及び生活の質の確保とその家族の身体的かつ精神的な負担を軽減します。

対象者	老齢、心身の障害及び傷病等で寝たきりの状態である65歳以上の高齢者又は介護保険の申請で要介護4又は5と認定された者
利用料金	無料（年間4回まで）
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 6. 敬老祝い金支給事業

町内に居住する高齢者に敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表するとともに、長寿を祝福します。対象者には町から通知をお送りいたします。

対象者	4月1日現在、町内に住所を有し、当該年度の9月15日現在、満90歳 当該年度の4月1日から3月31日までに満100歳に達する者
祝い金	満90歳 10,000円 満100歳 100,000円
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 7. 高齢者外出支援事業

高齢者が町内を運行するタクシーを利用する場合または路線バスの定期券を購入する際、料金の一部を助成し、高齢者の社会参加を促します。

対象者	町内に住所を有する満75歳以上で運転免許証を所持していない方 (免許証を返納し、かつ返納したことが書類で確認できれば、75歳未満も対象となります)
制度概要	① タクシー券：申請した月から、ひと月4枚のタクシー券（初乗り運賃分を助成）を交付。年間で最大48枚交付。（4月に申請した場合） ② バス：富士急バスが発行しているシルバー定期券（1年用）を購入する際、その費用全額を助成（自己負担0円）。 ※シルバー定期券の価格によって変動する場合があります。 ①または②のいずれか一方を利用できます。
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 8. 住宅用火災警報器設置促進事業

要介護・要支援高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、住宅用火災警報器を給付します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定を受けている方とその方を在宅で介護している方</li> <li>・おおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らしの方もしくは高齢者世帯に属する方</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付する個数はいずれかとなります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①要介護者及び介護者の寝室（上限2個）</li> <li>②高齢者の寝室（上限2個）</li> <li>③2階以上に寝室がある場合はその階までの階段の上部（上限1個）</li> </ol> </li> <li>・給付回数は世帯につき1回まで</li> <li>・警報器の取付けは給付を受けた方が行う（難しい場合はご相談ください）</li> </ul>
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 9. 高齢者ドライブレコーダー設置促進事業

高齢に伴う運転操作誤り等を防止するため、ドライブレコーダーの設置にかかる費用の一部を補助する。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有し、運転免許証を保有している70歳以上の方（車検証の所有者もしくは使用者欄に申請者本人の氏名が記載されている車両に限る。）</li> </ul>
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の購入費の2分の1もしくは5千円のいずれか低い方</li> <li>・運転免許証、車検証、領収書(原本)、本体を装着した車両の写真(本体に寄ったものと、ナンバーが見えるもの)、製品のカタログ等、補助金の振込先の通帳の写し</li> <li>・領収書に記載の日付から1年以内のものに限る。</li> </ul>
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

## 10. 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢による聴力機能の低下により、日常生活において補聴器を必要とする高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する65歳以上の方</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方</li> </ul>
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の購入費の2分の1もしくは5万円のいずれか低い方</li> <li>・耳鼻科の医師からの意見書と、それを基にした補聴器販売店の見積書が必要。</li> <li>・補聴器を購入する前に申請する必要があります。事前にご相談ください。</li> </ul>
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

### 3 家庭介護者の高齢者福祉サービス

事前にお問い合わせください。

#### 1. 紙おむつ等給付事業

家庭において、紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、使い捨て手袋及びおしりふきを必要としている寝たきり老人等に清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護にあたる家族の身体的及び経済的負担等を軽減します。請求する前に申請する必要があります。

対象者	町内に住所を有し、紙おむつ等を使用している要介護1以上と認定された高齢者（施設入所、長期入院の方は対象外となります）
助成金	1ヶ月 3,000円以内
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

#### 2. リフト付き自動車貸出サービス

普通の車では移動が困難と認められる家族に対して、リフト付きの普通自動車又は軽自動車を原則として、2日以内で貸出しを行います。

対象者	町内に住所を有し、介護を必要とする高齢者又は車イスで日常生活を営む者
利用料金	利用料は無料であるが走行距離等に応じて燃料費を支払う
問い合わせ先	町社会福祉協議会 ☎ 72-1430

#### 3. 車椅子貸出サービス

歩行が困難な者に対して、原則として、3ヶ月を限度として、車イスの貸出しを行います。

対象者	町内に住所を有し、歩行が困難な者
利用料金	無料
問い合わせ先	町社会福祉協議会 ☎ 72-1430

## 4. 寝たきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金

在宅の寝たきり高齢者又認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的な苦労に報いるとともに、要介護者の在宅生活の継続を図るため、高齢者を介護している家族に慰労金を支給します。毎年、7月、翌年1月の半年ごとに申請ご利用を検討されている方は事前にお問い合わせください。

対象者	町内に住所を有する要介護4又は5と判定された寝たきり高齢者又は認知症高齢者を在宅で介護している家族
給付金	月額10,000円、年額120,000円
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028


## 5. ヘルプカード配布

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいなどについて説明し、手助けや支援を求めるためにヘルプカードを作成しました。

ヘルプカードとは、「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカードです。障がいのある方、高齢の方、認知症の方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

対象者	ヘルプカードを必要とする方
配布場所	町役場福祉推進課窓口
問い合わせ先	福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028

**ヘルプカード**  
あなたの支援が必要です。



富士河口湖町

**私の情報**

記入年月日 年 月 日

色りが氏名 氏名

生年月日 年 月 日

性別 男・女

血液型 型 Rh(+/-)

住所 山梨県富士河口湖町


**障害名・病名**

かかりつけ病院 病院名

電話番号

飲んでいる薬

**あなたの手助けが必要です!**  
カードを携えてください!



【発行】富士河口湖町役場  
福祉推進課福祉係  
TEL:0555-72-6028

知ってほしいこと	配慮してほしいこと	自由記載	緊急連絡先
<input type="checkbox"/> ( ) が不自由です	<input type="checkbox"/> 簡単な言葉で説明してください		第1連絡先 氏名
<input type="checkbox"/> ( ) 発作があります	<input type="checkbox"/> 手紙で伝えてください		電話番号
<input type="checkbox"/> ( ) アレルギーがあります	<input type="checkbox"/> 手話通訳・要約筆記が必要です		第2連絡先 氏名
<input type="checkbox"/> ペースメーカーをしています	<input type="checkbox"/> 移動のとき支援してください		電話番号
<input type="checkbox"/> 人工透析をしています			
<input type="checkbox"/> ニックになることがあります			
<input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手です			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			

**災害時の避難場所**

\_\_\_\_\_

## 4 高齢者の健康づくり支援サービス

事前にお問い合わせください。

### 1. 運動を始めたい方へ

年齢があがるにつれて些細なことで体調を崩し、回復までに時間を要することが増えます。いつまでも健康に自分らしく過ごすために、元気なうちから予防しましょう。

#### ○筋力アップ教室

集団で行う運動教室です。無理なく楽しく取り組んでいます。

健康プラザ (2階)	毎週火曜日～金曜日	午前10時30分～11時30分
富士見町二丁目公民館	毎週月曜日	午前10時～11時
上の段中町 公民館	毎週火曜日	午前10時～11時
浜町公民館	毎週水曜日	午前10時～11時
大石出張所	毎週木曜日	午前10時～11時
河口出張所	毎週金曜日	午前10時～11時
勝山ふれあいセンター	毎週水曜日	午前10時～11時
足和田出張所	毎週月曜日	午前10時～11時
上九一色 コミュニティーセンター	毎週水曜日	午後2時～3時

- ・65歳以上の町民が対象です。
- ・登録された場所/曜日の教室に参加できます。※事前の申し込みが必要です。
- ・運動の指導は専門の講師にお願いしています。
- ・適宜、健康に関するミニ講話を行います。

問い合わせ先：健康増進課介護予防係 ☎ 72-6037

## ○いきいき百歳体操

いきいき百歳体操はみなさんで行う、住民主体の活動です。近くの公民館や集会所を利用して、体操をはじめませんか？実施条件をそろえ、申込みを行い、活動します。

この体操は筋力をつけ、動きやすい体をつくるための体操です。DVDを見ながら、椅子に座って行う体操なので、年齢に関係なく実施できます。DVD・重りは町から貸し出します。

<実施条件>

- ① 1 グループ5人以上の参加者がいること
- ② 週1～2回程度、3か月以上継続して自主的に活動できること
- ③ 近所の方など、誰でも参加ができること

<準備するもの>

会場・人数分の椅子・テレビ・DVDプレイヤー・血圧計



富士河口湖町でも各地域で活動が始まっています。活動場所・グループについてのお問い合わせも下記にお願いします。

問い合わせ先：健康増進課介護予防係 ☎ 72-6037

## ○元気はつらつ教室

「歩くのが大変。」「転びそうで不安。」「最近、外出がおっくう。」「と思い始め、「今の状態をどうにかしたい。」と考えている方を対象とした短期集中型（6ヶ月）・少人数制の運動教室です。個々の状態に合わせた、講師による運動プログラムと看護師による健康チェックを実施しています。

対象者	65歳以上の住民
実施日	①火曜日 午後2時～午後3時 ②金曜日 午後2時～午後3時
会場	健康プラザ 2階 来て！見て！実践室
問い合わせ先	健康増進課介護予防係 ☎ 72-6037 *事前のお申し込みが必要です。

※必要に応じて、送迎を実施しています。事前にご相談ください。

## 2. 町営温泉送迎サービス

高齢者、障害者の利便性を図るため、町営温泉「芙蓉の湯」、「健康プラザ」への送迎を実施します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・70歳以上</li><li>・身体障害者手帳所持者</li></ul>
実施日	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「芙蓉の湯」、「健康プラザ」への送迎 船津、河口、大石方面：月、水、金曜日 小立、勝山、足和田方面：火、木、土曜日</li><li>2 「健康プラザ」への送迎 上九一色方面：火、木、金曜日</li></ol>
問い合わせ先	町社会福祉協議会 ☎ 72-1430



### 3. 小地域福祉活動

各自治会単位などにより、高齢者が気軽に集まれる憩いの場活動が実施されています。

会 名	内 容	場 所
河口ボランティアロビー	病院送迎、草刈等	病院等
大石福祉推進会	交通安全教室、室内ゲーム、保健体育、ガラスアート作り、忘年会、映画鑑賞など	大石福祉センター
大嵐区生き生きサロン	情報交換とお茶会	大嵐公民館
湖南町共助会	バーベキュー大会、交通安全教室、映画鑑賞と歌、カラオケくじ引き大会など	湖南町公民館
ひばりやすらぎ会	七軒町公民館祭り参加、お楽しみ工作、忘年会など	七軒町三丁目公民館
浅川区会	体操	浅川公民館
富士桜・スバル生き生き会	いきいき百歳体操、ゲームとカラオケ大会など	七軒町二丁目公民館
富士見町なごみ会	電話詐欺被害防止寸劇、小物作り、ビンゴゲームなど	富士見町公民館
勝山福祉さくや会	映画鑑賞と歌など	勝山ふれあいセンター
南台やすらぎ会	交通安全教室、カラオケなど	南台公民館
富士区いきやり会	いきいき体操とビンゴゲームなど	中町公民館
富士ヶ嶺ふれあい共生会	開拓祭参加、敬老会、親睦会など	富士ヶ嶺地区ふれあいプラザ
本栖ふれあいいきいきサロン	交通安全教室、映画鑑賞と歌、絵手紙教室、百歳体操とビンゴ大会など	本栖公民館
長浜絆の会	お茶会など	長浜学習センター
西湖おたふくの会	いきいき百歳体操、いきいきサロン（年3回）	西湖公民館
根場にここにクラブ	いきいき百歳体操、ニコニコ長生きやまなし体操、はなまる体操	根場公民館
寄っていかねえけえ	もぐもぐタイム、健康体操、歌声喫茶	小立福祉センター

問い合わせ先	町社会福祉協議会 ☎ 72-1430
--------	--------------------



## 5 高齢者の権利を守るサービス

### 1. 成年後見制度利用支援事業

判断の能力が十分でない高齢者や身体障害者、知的障害者及び精神障害者の権利の擁護及び自立の援助と福祉の増進のために、成年後見、補佐、補助の開始の審判申し立てをよりし易くするための支援です。

対象者	判断の能力が十分でない高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者
内容	申立人への費用の助成や町長申立を実施します。
問い合わせ先	地域包括支援センター ☎ 72-6037

### 2. 日常生活自立支援事業

高齢者や身体障害者、知的障害者及び精神障害者などで、自分の判断に不安を感じている方への支援です。

対象者	認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方であり、なおかつ、本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められる方（判断能力が全くない方は対象者ではありません）
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活に必要な事務手続きの援助</li><li>・福祉サービスの利用支援などの日常生活支援</li><li>・各種預貯金の管理</li><li>・公共料金などの支払い等の日常的金銭管理</li></ul>
問い合わせ先	町社会福祉協議会 ☎ 72-1430



### 3. 心配ごと相談、弁護士相談、人権相談

弁護士、民生委員、人権擁護委員が相談をお受けします。

・相談日 毎月20日

場 所	心配ごと相談		弁護士相談	
	実施月	実施時間	実施月	実施時間
町民福祉館ふじやま	毎月	10時～14時	毎月	10時～12時
勝山ふれあいセンター	毎月	13時～16時	奇数月	13時～15時
足和田出張所	毎月	13時～16時	6, 10, 2月	13時～15時
上九一色出張所	毎月	13時～16時	4, 8, 12月	13時30分～15時

※問い合わせ先 心配ごと相談 社会福祉協議会 ☎ 72-1430  
 弁護士相談 政策企画課広報統計係 ☎ 72-1129  
 人権相談 福祉推進課社会福祉係 ☎ 72-6028



## 6 入所施設（介護保険以外）

### 1. 有料老人ホーム

有料老人ホームとは、食事の提供、介護、家事援助、健康管理などのサービスを提供する、民間が運営する高齢者向けの住まいです。介護保険制度の適用を受ける場合があります、提供されるサービス内容によって「介護付」「住宅型」「健康型」などの種類があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

富士河口湖町周辺施設一覧

※介護保険給付対象外施設（通所・訪問等介護給付対象サービスを利用可）

施設名	住所	電話番号	備考
ウェルライフヴィラ河口湖	富士吉田市松山 1278	0120-652-557	
オーキッド河口湖	富士河口湖町小立 8003-2	0555-73-8581	訪問介護併設
オーキッド船津	富士河口湖町船津 7415-1	0555-73-8105	訪問介護併設
ゆいの家	富士河口湖町長浜 2537-1	0555-28-5077	通所介護併設

### 2. サービス付高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる賃貸等の住まいとして、高齢者にふさわしい住環境を備え、専門家による安否確認や生活相談サービスが受けられます。入居対象者、費用等は施設によって異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

富士河口湖町周辺施設

※介護保険給付対象外施設（通所・訪問等介護給付対象サービスを利用可）

施設名	住所	電話番号	備考
高齢者住宅なでしこ	富士河口湖町船津 2210	0555-72-5600	
富士吉田の憩	富士吉田市下吉田 5-29-34	0555-28-7261	
富士の憩	富士吉田市下吉田東 1-28-15	0555-25-7388	
メディホス河口湖	鳴沢村 2357-1	0555-25-7467	訪問介護・看護併設



高齢者福祉サービスガイド

発行 富士河口湖町  
〒401-0392 南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地  
富士河口湖町役場 福祉推進課  
TEL 0555-72-6028 FAX 0555-72-6027